

大

令4字土第68号の190

令和5年3月28日

(株) 山十

山本 泰彌 様

山口県知事

村岡 嗣政



一般建設業の許可について（通知）

令和5年3月20日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 山口県知事許可（般－5）第21159号

許可の有効期間 令和5年5月17日から令和10年5月16日まで

建設業の種類

土木工事業

石工事業

舗装工事業

水道施設工事業

とび・土工工事業

鋼構造物工事業

しゅんせつ工事業

解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和10年4月16日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

LW010